

経 済 産 業 省

20211209貿局第1号
輸出注意事項2021第34号
経済産業省貿易経済協力局

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年12月10日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部改正について

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(別紙)

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）

改 正 後	現 行
I・II（略） III 輸出許可申請等 1・2（略） 3 輸出許可書等の事務取扱 （1） 輸出許可書等の処理 （イ）・（ロ）（略） （ハ） 「1 a. 許可書・証明書番号」の欄 輸出許可書等の番号は、次の（i）から（v）までに掲げる記号及び番号を、次の（i）から（v）までに掲げる順に組み合わせて付けるものとする。 （i）～（iv）（略） （v） 次に掲げる発行者を示す記号 本省 TE 北海道 SE 東北 DE 中部 NE 近畿 OE 中国 HE 四国 UE 九州 FE 東京 ME 横浜 YE 神戸 KE 沖縄 RE （二）～（リ）（略） （2）～（5）（略） IV・V（略）	I・II（略） III 輸出許可申請等 1・2（略） 3 輸出許可書等の事務取扱 （1） 輸出許可書等の処理 （イ）・（ロ）（略） （ハ） 「1 a. 許可書・証明書番号」の欄 輸出許可書等の番号は、次の（i）から（v）までに掲げる記号及び番号を、次の（i）から（v）までに掲げる順に組み合わせて付けるものとする。 （i）～（iv）（略） （v） 次に掲げる発行者を示す記号 本省 TE 北海道 SE 東北 DE <u>関東 BE</u> 中部 NE 近畿 OE 中国 HE 四国 UE 九州 FE 東京 ME 横浜 YE 神戸 KE 沖縄 RE （二）～（リ）（略） （2）～（5）（略） IV・V（略）